第一条の表中部国際空港東・常滑りんくう地域の項の次に次のように加える。

京都市三条駅周辺地域	京都市東山区の区域のうち、第一号に掲げる線と第三十一号に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 一　府道二条停車場東山三条線の北側端線 二　大橋町百十五番三と大橋町百十六番五との境界線 三　大橋町百十五番二と大橋町百十六番四との境界線 四　大橋町百十五番一及び左京区法林寺門前町三十六番九と大橋町百十六番二との境界線 五　左京区法林寺門前町三十六番四と大橋町百十六番二との境界線及び同線を延長した線 六　鴨川の中心線 七　新五軒町百八十番一、百八十番二及び百八十番と新五軒町百七十一番との境界線並びに同線を延長した線 八　市道大和大路通の中心線 九　元町三百七十三番、三百七十番、三百六十九番、三百六十八番及び三百六十七番二と大黒町百六十二番二との境界線並びに同線を延長した線 十　元町三百六十七番八及び三百六十六番と大黒町百六十九番との境界線 十一　元町三百六十六番と元町三百六十五番との境界線及び同線を延長した線 十二　市道古門前通の中心線 十三　元町三百六十四番と元町三百六十五番及び三百六十四番一との境界線並びに同線を延長した線 十四　元町三百六十四番、三百六十三番二、三百六十二番、三百六十一番三、三百六十一番四、三百六十番、三百六十番一、三百五十九番五、三百五十九番四、三百五十八番三、三百五十八番二、三百五十七番一、三百五十六番及び三百九十二番二十一と若松町三百九十三番一との境界線 十五　元町三百九十二番二十一と元町三百九十二番十一及び三百九十二番一との境界線 十六　元町三百九十二番十二、三百九十二番三及び三百九十二番十七と元町三百九十二番一との境界線 十七　元町三百九十二番十七と元町三百九十二番十六との境界線及び同線を延長した線 十八　市道有済経十三号線の中心線 十九　市道有済緯二号線の南側端線 二十　市道花見小路の東側端線 二十一　市道花見小路の東側端線と三吉町三百三十五番の北側端線との交会点と三吉町三百三十五番と三吉町三百五十三番一との境界線の北端とを結んだ線 二十二　巽町四百四十一番二及び四百四十一番一と巽町四百四十番一との境界線並びに同線を延長した線 二十三　巽町四百四十一番一と巽町四百四十番との境界線及び同線を延長した線 二十四　市道有済緯二号線の中心線 二十五　巽町四百四十二番六及び四百四十四番と巽町四百四十二番七との境界線並びに同線を延長した線 二十六　水路有済水一号の北側端線 二十七　市道有済経三号線の西側端線及び同線を延長した線 二十八　市道粟田経十八号線の西側端線

第一条の表京都駅周辺地域の項中「京都駅周辺地域」を「京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域」に改め、同項地域の欄を次のように改める。

京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域	一　京都市下京区及び南区の区域のうち、(1)に掲げる線と(55)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 (1)　府道梅津東山七条線の中心線 (2)　市道安寧経二号線の中心線 (3)　市道梅逕経一号線の中心線 (4)　市道塩小路通の中心線 (5)　府道七条大宮四ツ塚線の中心線 (6)　市道木津屋橋通の中心線 (7)　市道壬生通の中心線 (8)　府道梅津東山七条線の中心線 (9)　市道千本通の中心線 (10)　市道朱雀緯一号線の中心線 (11)　市道中堂寺経八号線の中心線 (12)　一般国道九号線の中心線 (13)　西日本旅客鉄道山陰線の西側端線 (14)　下京区中堂寺北町五番三、五番六、五番四及び五番五と同区中堂寺北町十番三との境界線 (15)　市道新千本通の東側端線 (16)　一般国道九号線の中心線 (17)　市道天神道の中心線 (18)　市道中堂寺通の中心線 (19)　市道御前通の中心線 (20)　市道西七条緯二号線の中心線 (21)　市道西七条経七号線の中心線 (22)　府道梅津東山七条線の中心線 (23)　市道新千本通の東側端線 (24)　市道梅小路通の東側端線 (25)　下京区梅小路日影町一番二十四及び一番二十七と同区梅小路日影町一番十六との境界線 (26)　下京区梅小路日影町一番二十七、一番二十八及び一番と同区梅小路日影町一番二十との境界線 (27)　下京区梅小路日影町一番と同区梅小路日影町一番十五、一番十一及び一番十二との境界線 (28)　下京区梅小路頭町一番及び一番九と同区梅小路頭町一番七との境界線 (29)　南区八条源町一番二と同区八条源町四番二との境界線 (30)　南区八条源町及び八条町と下京区観喜寺町との境界線 (31)　西日本旅客鉄道山陰線の中心線 (32)　府道七条大宮四ツ塚線の中心線 (33)　市道梅逕緯二号線の中心線 二十九　長光町六百二十一番と長光町六百十三番二との境界線 三十　市道粟田経十九号線の東側端線 三十一　市道粟田経二十二号線の東側端線